

## 岩手大学大学院連合農学研究科の教員資格審査の対象とする研究業績について

1. 教員資格審査で対象とする候補者の研究業績は、以下に規定した著書および原著論文のみとする。また、原著論文の責任著者（CA）についても以下に定める。

### 2. 著書

1) ISBN に登録された学術著書、ISSN に登録された定期刊行物で臨時増刊として発行された学術著書であること。

2) 業績の内容が、原則として研究書または教科書（の一部）か、原著論文の筆頭著者（FA）に

相当するボリュームと内容を備えたものであること。ただし、章・節単位あるいは章・節内で分担執筆している場合等、評価が難しい場合は、専門分野における評価の実態にあわせて審査委員が採否を決定する。

3) 単著・共著等を問わず、1冊につき1編の研究業績として評価する。

### 3. 原著論文

1) 国内外の学会誌、学術誌等に論文審査を経て掲載された学術論文であること。

2) 1) を満たす論文であれば、フルペーパー、ショートペーパーの区別はしない。

3) 掲載誌の妥当性については、構成大学教員の幅広い専門分野を考慮し各専門分野で主要な学術誌と判断できるもの以外についても、投稿規定、審査規定等の根拠資料の提出により、教員資格審査委員会で審査し、採否の判断ができるものとする。

4) 論文の掲載誌や掲載ジャンルによって評価が難しい場合は、専門分野の評価の実態にあわせて審査委員が採否を決定する。

5) 原著論文の責任著者（CA）とは、その論文の作成に実質的な責任を担う著者をいう。

CAは、別刷り等に明記されていない場合でも、申請者がCAであることを示す根拠資料や理由書を添付することにより、教員資格審査委員の判断でCAの論文として評価できるものとする。

### 4. 総説

総説は、著書および原著論文のみで教員資格審査のための研究業績評価が十分にできない場合、評価の対象とするもので、査読付きの業績に限る。

総説についても、以上によっても評価が難しい場合は、専門分野の評価の実態にあわせて審査委員が採否を決定できるものとする。

2019年2月8日 代議員会